

各 位

平成 2 7 年 1 0 月
静岡県液化石油ガス教育事務所
〔(一社)静岡県 L P ガス協会内〕

高圧ガス保安協会主催業務主任者講習の実施について

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第 1 9 条第 3 項の規定に基づく業務主任者講習を下記により実施いたします。この講習は、業務主任者として選任された方が一定の期間ごと（初回は 3 年、次回以降 5 年ごと）に受講することが法令で義務付けられています。

平成 1 2 年度から「平成 1 2 年 3 月 3 1 日以前の販売主任者免状取得者」は、この講習を受講することにより、バルク供給設備の保安業務を行うことができるようになりました。

記

1. 講習対象者

- 業務主任者に選任されている方で、次のいずれかに該当する方
- (1) 免状交付日の属する年度の翌年度の開始日から 3 年以内(液石法規則第 2 3 条) 【平成 2 4 年度免状交付者】
 - (2) 再講習受講日の属する年度の翌年度の開始日から 5 年以内 【平成 2 2 年度再講習受講者】
 - (3) 選任された日が (1) (2) の期間を経過している場合は、選任日より 6 ヶ月以内に受講

2. 講習の申込期日及び場所 ※中部の方は本部へ申し込みをお願い致します。

申込期日	申 込 場 所	電話番号
12 月 7 日 (月) ~ 12 月 11 日 (金)	〒410-0055 沼津市高島本町 4-1 (一社)静岡県 L P ガス協会 東部支部	055-923-1070
	〒420-0064 静岡市葵区本通 6-1-10 (一社)静岡県 L P ガス協会 本 部	054-255-2451
	〒430-0912 浜松市中区茄子町 351-2 (一社)静岡県 L P ガス協会 西部支部	053-465-1178

- (1) 受講希望者は別紙申込書に必要事項を記入し、写真(縦 4.5 cm・横 3.5 cmのものとし、無帽・無背景・正面上半身像のもの)の裏面に氏名を記入して申込書に貼り、受講料を添えて上記申込窓口の該当支部へ持参、又は郵送して下さい。
- (2) 申込済(申込受付後「正式受付者」)の受講料は原則として払い戻しいたしません。

3. 講習月日・科目及び場所

月 日	科 目	時 間	定員	場 所
平成 28 年 1 月 27 日 (水)	法 令	高圧法に係る法令及び液石法に係る法令	114 名	静岡市葵区本通 6-1-10 静岡県プロパシオン会館 4 階 TEL054-255-2451
	保安管理技術	液化石油ガスの販売に必要な高度の保安管理の技術		

- (1) 講習終了後、修了調査を行います。
- (2) 受講者は、**第二種販売主任者免状を必ず持参**して下さい。
- (3) 受講科目をすべて受講し、修了調査を提出しないと、講習修了者として認めませんのでご注意ください。
- (4) 申込人数により、講習会場を変更する場合があります。

4. 受講料 (非課税)

4, 5 0 0 円

5. 使用テキスト (税込)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 (第 3 1 次改訂版)	3, 6 0 0 円
高圧ガス保安法規集 液化石油ガス分冊 (第 1 2 次改訂版)	1, 8 5 0 円
液化石油ガス業務主任者講習テキスト	2, 7 8 0 円
【L P ガス販売事業者用保安教育指針 KHKS1701 (2013)】	
※必要な方は、協会本部又は講習会場で購入して下さい。	計 8, 2 3 0 円
※講習当日は混雑しますので、お釣りのいらぬようお願いいたします。	

6. その他

- (1) 講習中の携帯電話の使用は、他の受講生の迷惑となります。会場での使用はご遠慮下さい。
- (2) 昼食は各自ご用意下さい。
- (3) 駐車場はありませんので、お車でのお越しはご遠慮下さい。(交通渋滞の恐れがあります。公共機関の電車・バス等をご利用下さい。)